

厚生労働省北海道労働局 発表
令和2年3月31日(火)

担	厚生労働省北海道労働局 職業安定部職業対策課
当	課長 杉本秀司 地方障害者雇用担当官 中村英雄 電話(011)709-2311 (内線3684)

令和元年度 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく 市町村等の機関への適正実施勧告の実施について

市町村及び特別地方公共団体の機関（以下「市町村等の機関」という。）については、障害者雇用促進法施行規則において、雇用状況に改善が見られない場合、都道府県労働局長は適正実施を勧告できることになっており、令和元年度北海道労働局においては、19件の適正実施を勧告しました。

市町村等の機関への適正実施勧告

北海道内の市町村等の機関については、平成30年6月1日現在で法定雇用率を達成できておらず、平成31年1月1日を始期とし令和元年12月31日を終期とする障害者採用計画を作成した46機関に対し、法定雇用率の達成に向けた指導を行った結果、19機関において一定の改善がみられなかったため、適正実施勧告を行いました。

<参考>

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）では、障害者の雇を促進するため、国及び地方公共団体の任命権者に対し、常時勤務する職員の一定割合（法定雇用率2.5%、都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する委員会にあつては2.4%）以上の障害者の雇を義務付けており、法定雇用率を達成していない機関は、障害者採用計画を作成しなければならない（法第38条第1項）こととされています。

都道府県労働局長は、特に必要があると認めるときは、当該機関の任命権者に対して、障害者採用計画を適正に実施するよう勧告を行うことができる旨規定されています（法第39条第2項、施行規則第46条第1項）。

●市町村等の機関に対する指導の結果

勧告の対象となる機関	19 機関 (※)
※ 函館市、北斗市、上川町、中富良野町、新得町、中札内村、浦幌町、美幌町、紋別市、西興部村、妹背牛町、沼田町、厚岸町、伊達市、剣淵町、市立札幌病院、砂川市立病院、名寄市立総合病院、士別市立病院	

障害者採用計画を作成した 46 機関のうち、上記を除く 13 機関は雇用義務を達成した。残る 14 機関は、勧告の対象にならなかったが、法定雇用率を達成していないことから、引き続き法定雇用率達成に向けて指導を実施する。

・市町村等の機関に対する雇用率達成指導の流れ図

平成 30 年 6 月 1 日

法定雇用率未達成

平成 31 年 1 月 1 日

障害者採用計画の作成・実施
(1 年間の計画)

令和元年 12 月 31 日

障害者採用計画の期間満了

令和 2 年 3 月

適正実施勧告

(計画の終期において
基準 (※) に該当する場合)

(※) 適正実施勧告の発出基準

適正実施勧告の発出は、次のいずれかの基準に該当する場合に行う。

- ①障害者採用計画の実施率が 50%未満であること。
- ②計画期間終期の実雇用率が、当該機関における計画始期の前年の 6 月 1 日現在における実雇用率を上回っていないこと。

関係条文

(雇用に関する国及び地方公共団体の義務)

第三十八条 国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。）は、職員（当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。）に常時勤務する職員であつて、警察官、自衛官その他の政令で定める職員以外のものに限る。第七十九条第一項及び第八十一条第二項を除き、以下同じ。）の採用について、当該機関に勤務する対象障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、第四十三条第二項に規定する障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合には、対象障害者である職員の数がその率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、対象障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

2～5 （略）

(採用状況の通報等)

第三十九条 国及び地方公共団体の任命権者は、政令で定めるところにより、前条第一項の計画及びその実施状況を厚生労働大臣に通報しなければならない。

2 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、前条第一項の計画を作成した国及び地方公共団体の任命権者に対して、その適正な実施に関し、勧告をすることができる。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年十二月一日政令第二百九十二号）（抄）

(法第三十八条第一項の政令で定める率)

第二条 法第三十八条第一項の政令で定める率は、百分の二・六とする。ただし、都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあつては、百分の二・五とする。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（平成二九年六月三〇日政令第一七五号）（抄）

附則

1 （略）

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（この項及び附則第四項において「新障害者雇用促進法施行令」という。）第二条、第九条、第十条の二第二項及び第十八条の規定の適用については、当分の間、新障害者雇用促進法施行令第二条中「百分の二・六」とあるのは「百分の二・五」と、同条ただし書中「百分の二・五」とあるのは「百分の二・四」と、新障害者雇用促進法施行令第九条中「百分の二・三」とあるのは「百分の二・二」と、新障害者雇用促進法施行令第十条の二第二項中「百分の二・六」とあるのは「百分の二・五」と、新障害者雇用促進法施行令第十八条中「百分の二・三」とあるのは「百分の二・二」とする。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年九月三十日労働省令第三十八号）（抄）

(権限の委任)

第四十六条 法第三十九条（法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十条に規定する厚生労働大臣の権限のうち、市町村及び第四条の十四に規定する特別地方公共団体の任命権者に係るもの並びに法第四十二条に規定する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。